

各業界団体の長あて

国土交通省総合政策局不動産課長

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行に伴う
宅地建物取引業法施行令及び「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」
の一部改正について

標記について、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）が平成20年5月23日に公布され、同年11月4日から施行されることとなった。これに伴い、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成20年政令第337号（平成20年11月4日公布））において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）を下記のように改正し、併せて「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年1月6日国土交通省総動発第3号）についても下記のように改正した。いずれも平成20年11月4日から施行するので、貴団体におかれても、貴団体加盟の業者に対する周知及び指導を行われたい。

記

1. 宅地建物取引業法施行令第3条の改正点（別紙1、別紙2参照）

○宅地建物取引業法施行令第3条第1項第12号の5関係

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項及び第2項（歴史的風致建造物の増築等の届出）並びに第33条第1項及び第2項（歴史的風致維持向上地区計画の区域内における土地の区画形質の変更等の行為の届出）を追加する。

2. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙3参照）

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」別添3「重要事項説明書」中、（売買・交換）第八面、（区分所有建物の売買・交換）第十面及び（宅地の貸借）第七面に記載された法令の一覧表に「12の5地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」欄を追加する。

改正後	改正前
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和三十九年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の四 略</p> <p>一二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第二項</p> <p>十三〇三十三 略</p> <p>二・三 略</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和三十九年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の四 略</p> <p>十三〇三十三 略</p> <p>二・三 略</p>

**「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行に伴う
宅地建物取引業法施行令（第3条）の改正について**

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行に伴い、宅地建物取引業法施行令第3条の規定について、以下の通り追加を行う。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項及び第2項（歴史的風致形成建造物の増築等の届出）

- (1) 市町村長は、地域の歴史的な建造物について、現に認定重点区域内における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定することができ（第12条第1項）、当該歴史的風致形成建造物に係る増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、その30日前までに、行為の種類、場所等を市町村長に届け出なければならないこととされており（第15条第1項及び第2項）、当該規定に違反した者に対し、一定の罰則がかけられることとされている（第41条第1号）。
- (2) このため、建造物の購入者等にとって、当該建造物が歴史的風致形成建造物であるか否かは契約の意思決定を左右しうるものであり、その旨を購入者等が事前に知りえない場合は不測の損害を被る可能性がある。
他方で、建造物が歴史的風致形成建造物に指定されると、市町村長はこれを表示する標識を設置をしなければならないこととされており（第14条第2項）、当該建造物が歴史的風致形成建造物であることについて宅地建物取引業者が注意を払えば通常知りうる状態にある。
そこで、地域歴史的風致法第15条第1項及び第2項の行為の届出について、宅地建物取引業法施行令第3条で規定する法令制限として追加することにより、契約締結前に宅地建物取引業者から建造物の購入者等に対して説明する必要がある重要事項として規定することとする。
- (3) なお、類似の事例として、景観重要建造物（景観法第22条第1項）に係る行為の許可についても、歴史的風致形成建造物の場合と同様の標識が設置されることを踏まえ、現行の宅地建物取引業法施行令第3条において規定されている。
（歴史的風致形成建造物に係る行為については、景観重要建造物に係る行

為と異なり許可制ではなく事前届出制となっているが、同様に、事前届出制の対象となる行為で、現行の宅地建物取引業法施行令第3条において規定されているものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項から第3項までに基づく指定区域における行為の事前届出がある。）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第33条第1項及び第2項（歴史的風致維持向上地区計画の区域内における土地の区画形質の変更等の行為の届出）

- (1) 歴史的風致維持向上地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築等をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市町村長に届け出なければならないこととされており（第33条第1項及び第2項）、当該規定に違反した者に対し、一定の罰則がかけられることとされている（第40条第1項）。
- (2) このため、土地の購入者等にとって、当該土地が歴史的風致維持向上地区計画区域内であるか否かは契約の意思決定を左右しうるものであり、また、その旨を購入者等が事前に知りえない場合は不測の損害を被る可能性があるため、重要事項として契約締結前に購入者等に対して説明する必要があることから、地域歴史的風致法第33条第1項及び第2項の行為の届出について、宅地建物取引業法施行令第3条で規定する法令制限として追加することとする。
- (3) なお、類似の規定例として、沿道地区計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第1項及び第2項）、集落地区計画（集落地域整備法第6条第1項及び第2項）及び防災街区整備地区計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項及び第2項）がある。

改正後

重 要 事 項 説 明 書 (売買・交換) (第八面)

記載要領

- ① I の 1 について
「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2 の（1）について
「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2 の（2）について
「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3	古都保存法	9	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	17	宅地造成等規制法	24	森林法
4	都市緑地法	10	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	17の2	都市公園法	25	道路法
5	生産緑地法	11	流通業務市街地整備法	18	自然公園法	26	全国新幹線鉄道整備法
5の2	特定空港周辺特別措置法	12	都市再開発法	18の2	首都圏近郊緑地保全法	27	土地収用法
5の3	景観法	12の2	沿道整備法	18の3	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	28	文化財保護法
6	土地区画整理法	12の3	集落地域整備法	19	河川法	29	航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
6の2	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	19の2	特定都市河川浸水被害対策法	30	国土利用計画法
6の3	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の5	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	20	海岸法	31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の4	被災市街地復興特別措置法	13	港湾法	21	砂防法	32	土壌汚染対策法
7	新住宅市街地開発法	14	住宅地区改良法	22	地すべり等防止法	33	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
7の2	新都市基盤整備法	15	公有地拡大推進法	23	急傾斜地法		
8	旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	16	農地法	23の2	土砂災害防止対策推進法		

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

- ④ I の 3 について
略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
- ⑤ I の 4 について
イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかつこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。
ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正前

重 要 事 項 説 明 書 (売買・交換) (第八面)

記載要領

- ① I の 1 について
「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2 の（1）について
「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2 の（2）について
「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	17の2都市公園法	26 全国新幹線鉄道整備法
4 都市緑地法	10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18 自然公園法	27 土地収用法
5 生産緑地法		18の2首都圏近郊緑地保全法	28 文化財保護法
5の2特定空港周辺特別措置法	11 流通業務市街地整備法	18の3近畿圏の保全区域の整備に関する法律	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
5の3景観法	12 都市再開発法		30 国土利用計画法
6 土地区画整理法	12の2沿道整備法	19 河川法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の2大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の3集落地域整備法	19の2特定都市河川浸水被害対策法	
	6の3地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の4密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	20 海岸法
13 港湾法			21 砂防法
6の4被災市街地復興特別措置法	14 住宅地区改良法	22 地すべり等防止法	
7 新住宅市街地開発法	15 公有地拡充推進法	23 急傾斜地法	
7の2新都市基盤整備法	16 農地法	23の2土砂災害防止対策推進法	
		17 宅地造成等規制法	24 森林法
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）		25 道路法	

- (注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。
- ④ I の 3 について
略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
 - ⑤ I の 4 について
イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。
ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。
 - ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正後

重 要 事 項 説 明 書 (区分所有建物の売買・交換) (第十面)

記載要領

- ① I の 1 について
 イ 「土地」及び「建物」は、一棟の建物及びその敷地のうち取引に係るものについて記載すること。
 ロ 「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2 の（1）について
 「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2（2）について
 「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	17 宅地造成等規制法	24 森林法
4 都市緑地法	10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	17の2 都市公園法	25 道路法
5 生産緑地法	11 流通業務市街地整備法	18 自然公園法	26 全国新幹線鉄道整備法
5の2 特定空港周辺特別措置法	12 都市再開発法	18の2 首都圏近郊緑地保全法	27 土地収用法
5の3 景観法	12の2 沿道整備法	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	28 文化財保護法
6 土地区画整理法	12の3 集落地域整備法	19 河川法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
6の2 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法	30 国土利用計画法
6の3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	20 海岸法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の4 被災市街地復興特別措置法	13 港湾法	21 砂防法	32 土壌汚染対策法
7 新住宅市街地開発法	14 住宅地区改良法	22 地すべり等防止法	33 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
7の2 新都市基盤整備法	15 公有地拡大推進法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	16 農地法	23の2 土砂災害防止対策推進法	

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

- ④ I の 3 について
 略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
- ⑤ I の 4 について
 イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。
 ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、その旨を記すこと。特に、規約等の内容を記入する欄については、そのすべてを記入することに代えて、その写しをを添付することで足りるものとする（ただし、該当部分を明示すること）。

改正前

重 要 事 項 説 明 書 (区分所有建物の売買・交換) (第十面)

記載要領

- ① I の 1 について
 イ 「土地」及び「建物」は、一棟の建物及びその敷地のうち取引に係るものについて記載すること。
 ロ 「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2 の（1）について
 「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2（2）について
 「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	17の2都市公園法	26 全国新幹線鉄道整備法
4 都市緑地法		18 自然公園法	27 土地収用法
5 生産緑地法	10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の2首都圏近郊緑地保全法	28 文化財保護法
5の2特定空港周辺特別措置法	11 流通業務市街地整備法	18の3近畿圏の保全区域の整備に関する法律	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
5の3景観法	12 都市再開発法	19 河川法	30 国土利用計画法
6 土地区画整理法	12の2沿道整備法	19の2特定都市河川浸水被害対策法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の2大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の3集落地域整備法	20 海岸法	32 土壌汚染対策法
6の3地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の4密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	21 砂防法	33 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
6の4被災市街地復興特別措置法	13 港湾法	22 地すべり等防止法	
7 新住宅市街地開発法	14 住宅地区改良法	23 急傾斜地法	
7の2新都市基盤整備法	15 公有地拡大推進法	23の2土砂災害防止対策推進法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	16 農地法	24 森林法	
	17 宅地造成等規制法	25 道路法	

（注）数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

- ④ I の 3 について
 略図等をもって説明の方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
- ⑤ I の 4 について
 イ 「施設の整備予定」の欄の「排水」の項のかっこ書には、整備が予定されている施設の種別を記すこと。
 ロ 負担金の額が概算額である場合には、その旨を「備考」の欄に記すこと。
- ⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、その旨を記すこと。特に、規約等の内容を記入する欄については、そのすべてを記入することに代えて、その写しをを添付することで足りるものとする（ただし、該当部分を明示すること）。

改正後

重 要 事 項 説 明 書 (宅地の貸借) (第七面)

記載要領

① I の 1 について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② I の 2 (1) について

「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。

③ I の 2 (2) について

「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	17 宅地造成等規制法	24 森林法
4 都市緑地法	10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	17の2 都市公園法	25 道路法
5 生産緑地法	11 流通業務市街地整備法	18 自然公園法	26 全国新幹線鉄道整備法
5の2 特定空港周辺特別措置法	12 都市再開発法	18の2 首都圏近郊緑地保全法	27 土地収用法
5の3 景観法	12の2 沿道整備法	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	28 文化財保護法
6 土地区画整理法	12の3 集落地域整備法	19 河川法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
6の2 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法	30 国土利用計画法
6の3 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	20 海岸法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6の4 被災市街地復興特別措置法	13 港湾法	21 砂防法	32 土壌汚染対策法
7 新住宅市街地開発法	14 住宅地区改良法	22 地すべり等防止法	33 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
7の2 新都市基盤整備法	15 公有地拡大推進法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	16 農地法	23の2 土砂災害防止対策推進法	

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

③ I の 3 について

略図等をもって説明する方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。

④ II の 6 について

「一般借地契約」、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。

⑤ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。

改正前

重 要 事 項 説 明 書 (宅地の貸借) (第七面)

記載要領

- ① I の 1 について
「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部（甲区）に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。
- ② I の 2（1）について
「用途地域名」の欄には、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかに該当する場合にはその地域名を記入し、「制限の内容」の欄には、建築物の用途制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影制限等の制限の内容を記入すること。
- ③ I の 2（2）について
「法令名」の欄には下記から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

3 古都保存法	9 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	18 自然公園法	27 土地収用法
4 都市緑地法	10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18の2首都圏近郊緑地保全法	28 文化財保護法
5 生産緑地法		18の3近畿圏の保全区域の整備に関する法律	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
5の2特定空港周辺特別措置法	11 流通業務市街地整備法	19 河川法	30 国土利用計画法
5の3景観法	12 都市再開発法	19の2特定都市河川浸水被害対策法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
6 土地区画整理法	12の2沿道整備法	20 海岸法	32 土壌汚染対策法
6の2大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	12の3集落地域整備法	21 砂防法	33 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
6の3地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	12の4密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	22 地すべり等防止法	
6の4被災市街地復興特別措置法	13 港湾法	23 急傾斜地法	
7 新住宅市街地開発法	14 住宅地区改良法	23の2土砂災害防止対策推進法	
7の2新都市基盤整備法	16 農地法	24 森林法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。）	17 宅地造成等規制法	25 道路法	
	17の2都市公園法	26 全国新幹線鉄道整備法	

(注) 数字は、宅地建物取引業法施行令第3条第1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号であるので法令のどの条項が説明事項であるか確認すること。

- ③ I の 3 について
略図等をもって説明の方が説明しやすい場合には、「備考」の欄にその略図等を記すこと。
- ④ II の 6 について
「一般借地契約」、「定期借地契約」のいずれに該当するかを明示すること。
- ⑤ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を明示してその旨を記すこと。